

# 令和6年度償却資産申告書(固定資産税関係)の手引き

## 内容

I. 償却資産申告書の記入例	2	1. 償却資産とは	7
1. 償却資産申告書(償却資産課税台帳)	2	2. 事業の用に供するとは	7
2. 種類別明細書(減少資産用)の書き方	3	3. 償却資産の種類と具体例(一部)	7
3. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方	4	4. 申告の対象となる資産	8
4. その他	5	5. 申告の対象とならない資産	8
II. 申告について	5	6. 大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分	9
1. 申告の方法	5	7. 再生可能エネルギー(太陽光発電設備等)の設置 者の方	9
2. 申告の対象となる方	5	8. 建物附属設備の家屋と償却資産の区分について 10	
3. 申告されない方、虚偽の申告をされた方	5	9. 参考資料	10
4. 実地調査等のお願い	6	IV. 提出先及びお問い合わせ先	11
5. 本人確認資料の添付または提示について	6		
III. 償却資産のあらまし	7		

I. 償却資産申告書の記入例

1. 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

事業を行っている方は、償却資産の所有の有無にかかわらず提出していただく書類になります。資産を所有されていない方は、備考「3. 該当資産なし」に○をしてください。

**【1,住所】**  
住所（又は納税通知書送付先）及び電話番号  
法人の場合は登記簿の住所地納税通知書送付先を記入される場合は備考欄にも合わせてご記入ください。

**【3,個人番号又は法人番号】**  
個人事業主の場合は個人番号（12桁）、法人の場合は法人番号（13桁）を記入してください。

**【8~14】**  
該当する方を○で囲んでください。短縮耐用年数の承認を受けた方、増加償却の届出をされた方はその写しを添付してください。  
先端設備特例を受ける方は認定証の写しを添付してください。（「9,参考資料」より、「○課税標準の特例」をご覧ください。

**【2,氏名】**  
氏名及びふりがな（法人にあっては名称及び代表者の氏名）を記入してください。  
※屋号については、個人事業者の場合は必ず記入してください。また、法人で店舗等に屋号がある場合、町内にある全てを記入してください。

**【年中に取得したもの(ハ)】**  
前年中に増加（新品取得・中古取得・移動による受入れ）したもの及び、前年前に申告漏れになっていたものの取得価額を記入してください。（増加資産明細書の合計と一致します。）  
今年初めて申告される方は、資産全部の取得価額を記入してください。  
**【計((イ)-(ロ)+(ハ))】**  
令和6年1月1日現在の、全資産の取得価額を記入してください。

**【前年前に取得したもの(イ)】**  
前年までに申告された資産の合計金額です。私製様式で申告される場合は、この欄の金額をそのまま転記してください。  
今年初めて申告される方には、記載がありません。

**【前年中に減少したもの(ロ)】**  
前年中に減少（売却・滅失・移動）したものの取得価額を記入してください。（減少資産明細書の減少分合計と一致します。）今年初めて申告される方は、記入の必要はありません。

令和6年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード	
受付印 令和6年1月14日 鏡野町長殿	住所 (ふりがな) 1住所 鏡野町竹田660 電話 54-2111	個人番号 又は 法人番号 1234567891234	8 短縮耐用年数の承認 有・無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
有 者 (ふりがな) 2氏名 株式会社 鏡野 代表取締役 鏡野 太郎 (屋号)	4 事業種目 金属製造業、飲食店 (資本等の金額) 40,000,000	9 増加償却の届出 有・無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	10 非課税該当資産 有・無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
資産の種類	取得価額	5 事業開始年月 平成8年9月	11 課税標準の特例 有・無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	6 この申告に回答する者の氏名及び氏名 鏡野 次郎 電話 54-2111	12 特別償却又は圧縮記載 有・無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
1 構築物	15,487,188	7 税理士等の氏名 竹田 一郎 電話 54-0673	13 税務会計上の償却方法 定率法 <input type="checkbox"/> 定率法 <input checked="" type="checkbox"/> 定額法
2 機械及び装置	46,060,634	14 青色申告 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計	61,547,822		
	23,357,756		
	18,942,500		
	51,923,266		
資産の種類	評価額	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 鏡野町竹田660 ② 鏡野町竹田663-7 ③ 貸主の名称等 (株)岡山リース	16 借用資産 (有・無) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
1 構築物		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家 <input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借家	18 備考(添付書類等)
2 機械及び装置			① 全資産申告(新規・電算) <input checked="" type="checkbox"/> 増減申告
3 船舶			2. 昨年申告に増減なし
4 航空機			3. 該当資産なし(必ず、4 事業種目を記入してください)
5 車両及び運搬具			4. 廃業・解散・転出等( 年 月 日)
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

記入する必要はありません。  
(電算処理により全資産申告をされる場合は記入してください。)

**【15,町内における事業所等資産の所在地】**  
鏡野町内の償却資産の所在地をすべて記入してください。  
**【16,借用資産】**  
借用資産(リース資産)の有無について該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は、貸主(リース業者)の氏名を記入してください。

**【18,備考】**  
増加した資産及び減少した資産の有無について該当する方を○で囲んでください。  
該当する資産がない場合は「該当資産なし」と記入してください。  
法人の内容について事業廃止、合併等の変更がある場合は、その内容と変更年月を詳しく記入してください。

## 2. 種類別明細書(減少資産用)の書き方

前年までに申告された資産のすべてを出力しています。その中で前年中(令和5年1月2日から令和6年1月1日まで)において、売却、滅失、他市町村への移動等で減少した資産について行番号を○で囲み、取得価額を訂正して摘要欄にその理由(△△市町村へ移動、廃棄、除却等)を記入してください。また、一部の資産が減少する場合は特に、その内容がわかるよう具体的に(減少後の取得価格・数量等を)記入してください。なお、今年初めて申告される方は、記入の必要はありません。

**【1, 行番号】**  
減少した資産の行番号を○で囲んでください。

**【2, 取得価格】**  
減少した資産の取得価格を○で囲んでください。

**【3, 改正後耐年】**  
耐用年数省令の改正により耐用年数の変更がある場合、改正後の耐用年数を記入してください。

**【4, 減少の事由及び区分】**  
該当する事由、区分の番号を○で囲んでください。  
事由 (1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他)  
区分 (1 全部 2 一部)

令和6年度 種類別明細書 (減少資産用)																	
所有者コード		所有者名															
5001234		株式会社 鹿野															
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年数	減少の事由及び区分			⑤ 摘要			
					年号	年	月				1売却	2滅失	3移動		4その他	1全部	2一部
01	1	100010	舗装工事	1	4	8	9	8,533,891	10		1	2	3	4	1	2	
02	1	100011	コンクリート舗装工事	1	4	8	9	1,653,890	30		1	2	3	4	1	2	
03			1標葉動計	2				10,187,781			1	2	3	4	1	2	
04											1	2	3	4	1	2	
05	2	200012	資産運送機	3	4	8	9	8,571,270 19,966,905	15		1	2	3	4	1	2	3台のうち1台 4,386,725円は岡山市へ移動、残り2台 8,571,270円
06	2	200013	NC旋盤	1	4	19	10	8,784,340	15		1	2	3	4	1	2	
07			2標葉及び装置計	3				13,169,975			1	2	3	4	1	2	
08											1	2	3	4	1	2	
09											1	2	3	4	1	2	
10											1	2	3	4	1	2	
11											1	2	3	4	1	2	
12											1	2	3	4	1	2	
13											1	2	3	4	1	2	
14											1	2	3	4	1	2	
15											1	2	3	4	1	2	
16											1	2	3	4	1	2	
17											1	2	3	4	1	2	
18											1	2	3	4	1	2	
19											1	2	3	4	1	2	
20											1	2	3	4	1	2	

**【5, 摘要】**  
資産の一部が減少した場合は、残数量、残額について記入してください。移動した場合は、移動先の市町村名等を記入してください。売却した場合は、売却先等を記入してください。耐用年数省令の改正により「改正後耐年」欄を記入した場合は、「省令改正による」と記入してください。

※償却資産の耐用年数は、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載してありますので、そちらでご確認ください。

### 3. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

前年中(令和5年1月2日から令和6年1月1日まで)において、新たに取得した資産及び前年前に申告漏れになっていた資産を記入してください。  
 なお、今年初めて申告される方は、令和6年1月1日現在所有している資産を全部記入してください。

**【2, 資産の名称等】**  
 資産の名称は、漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベット、数字を使用して20字以内で記入してください。

**【3, 数量】**  
 資産の数量を記入してください。

**【4, 取得年月日】**  
 資産を取得した年月を記入してください。年号は次の数字を記入してください。  
 昭和：3、平成：4、令和：5

**【5, 取得価額】**  
 その資産を取得するために支出した金額(附帯費を含む)を記入してください。圧縮記帳は認められませんので、実際の価額を記入してください。

**【6, 耐用年数】**  
 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる法定耐用年数を記入してください。  
 なお、中古資産で見積もり耐用年数を適用している場合、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合は、その年数を記入してください。

令和6年度 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

行番号	① 資産の種類	② 資産コード	③ 資産の名称等	④ 数量	④ 取得年月	⑤ 取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		⑦ 増加事由	⑧ 摘要 (平成20年までの耐用年数)
										率	コード		
所有者コード: 5001234													
所有者名: 株式会社 健野													
01	1	100052	店舗改装(造作工事)	1	5 4 11	3,806,700	20					①2・3・4	テナント資産
02	1	100053	店舗改装(電気工事)	1	5 4 11	1,253,800	15					①2・3・4	テナント資産
03	1	100054	店舗改装(造作工事)	1	5 4 11	867,500	15					①2・3・4	テナント資産
04			1構築分計			5,926,000						1・2・3・4	
05												1・2・3・4	
06	2	200068	废水処理装置(E-27N)	1	5 4 8	7,805,200						①2・3・4	
07			2機械及び装置計			7,805,200						1・2・3・4	
08												1・2・3・4	
09												1・2・3・4	
10	6	600035	什器備品	1	5 4 11	4,806,300						①2・3・4	
11	6	600036	ルームエアコン	1	5 4 11	375,000						①2・3・4	
12	6	600037	パソコン	1	5 4 12	28,000						①2・3・4	
13			6工具、器具、備品計			5,209,300						1・2・3・4	
14												1・2・3・4	
15												1・2・3・4	
16												1・2・3・4	
17												1・2・3・4	
18												1・2・3・4	
19												1・2・3・4	
20												1・2・3・4	
小計													

注意「増加理由」の欄は、1新品取得、2中古取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

**【7, 増加事由】**  
 該当する事由の番号を○で囲んでください。  
 1 新品取得    2 中古取得  
 3 移動による受入れ    4 その他

**【8, 摘要】**  
 摘要欄に記入する内容は以下のとおりです。  
 ・課税標準の特例適用がある場合は、適用の法令、条項を記入してください。  
 ・移動による受入れがある場合は、移動元を記入してください。  
 ・申告漏れがあった場合は、「申告漏れ」と記入してください。  
 ・耐用年数省令の改正により「改正前耐年」欄を記入した場合は、「省令改正あり」と記入してください。

第二十六号様式別表一

#### 4. その他

- 償却資産申告書(提出用・申告者控用)は2枚1組です。お手数ですが、それぞれに同じ内容の記入をお願いします。
- 郵送による申告で「控用」に受付印を希望される方は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封いただくようお願いします。
- 電子申告をご希望の方は、eLTAX 地方税ポータルシステム(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご利用ください。また、電子申告や私製様式等で申告を希望する方のうち来年度以降、紙の申告書送付が不要の場合は、P11「提出先及びお問い合わせ先」
- 
- 今回初めて申告する方には種類別明細書(減少資産用)は同封していないため、償却資産申告書と、種類別明細書(全資産用)の2種類を提出してください。

## II. 申告について

### 1. 申告の方法

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を資産所在地の市町村長に申告していただく必要があります。

### 2. 申告の対象となる方

- 令和6年1月1日現在、町内で事業を営んでいる個人または法人
- 令和6年1月1日現在、町内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人・法人

が対象となります。また、町内で事業を営んでいる個人・法人の方は、資産をお持ちでない場合も申告していただく必要があります。該当する資産がない場合は、申告書「備考」欄の「該当資産なし」を○で囲んでご提出をお願いします。

#### ○本年度から初めて申告される方

令和6年1月1日現在、鏡野町に所有している償却資産をすべて申告してください。

#### ○前年度に申告されている方

- 前年中(令和5年1月2日～令和6年1月1日の間)に増加・減少した資産を「種類別 明細書」に記入してください。
- 増加・減少した資産がない方は、申告書備考欄の「増減なし」に○をつけてください。

#### ○廃業・解散・営業譲渡された方

- 申告書の備考欄にその内容をご記入いただき、資産を廃棄された場合は減少資産申告書もあわせて提出してください。廃業・解散等の年月日を必ず備考欄に記入してください。
- 営業譲渡された方は、種類別明細書(減少資産用)の摘要欄に譲渡先も記入してください。

### 3. 申告されない方、虚偽の申告をされた方

- 正当な理由がなく申告されない場合には、鏡野町税条例第75条の規定により過料を科せられるほか、不足金額に加えて延滞金を徴収されることとなりますので、期限内に申告

をしてください。

- 虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

#### 4. 実地調査等のお願い

鏡野町では、地方税法第408条の規定に基づき、申告内容に誤りがないか確認するための調査を順次行っています。その際、国税申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書（写）、または減価償却資産の計算書（写））等の提出をお願いしたり、実地調査にお伺いすることがありますが、何卒ご協力をお願いいたします。

調査に従って追加申告をしていただく場合がありますが、その場合の課税は申告した年度だけではなく過年度に遡って課税されますので、ご承知おきください。

※ 正当な理由がなく、上記調査に協力されない場合は、地方税法の規定により罰金等を科せられることがあります。

#### 5. 本人確認資料の添付または提示について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の（１）又は（２）の確認資料の写し（コピー）をそれぞれ１種類ずつ、申告書に添付または提示していただくようお願いいたします。

法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

##### （１）本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料		身元確認資料
確認資料	例 ・個人番号カード（裏面）（※） ・通知カード ・住民票（個人番号が記載されたもの）等	+	例 ・個人番号カード（表面）（※） ・運転免許証

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

##### （２）代理人が申告書を提出する場合

	代理権確認資料		代理人の身元確認資料		本人の番号確認資料
確認資料	例 ・税務代理権限証 ・委任状（※）等	+	例 ・代理人の個人番号カード（表面） ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票 等	+	例 ・本人の個人番号カード（裏面） ・本人の通知カード ・本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等

※委任状については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。  
上記以外の本人確認資料については、住民税務課償却資産係までお問い合わせください。

(3) 郵送で申告書を提出する場合

(1) または(2)の本人確認資料の写しを申告書に添付し、郵送してください。

**【お願い】**

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただしマイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

III. **償却資産のあらまし**

1. **償却資産とは**

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税法または所得税法を課されない者が所有するものを含む）をいいます。

2. **事業の用に供するとは**

償却資産における「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利または収益を得ることを目的とすることは必要ありません。したがって、所得税法や法人税法で非課税とされている個人・法人についても固定資産税の課税対象となる償却資産の4要件に該当する資産を所有していると、申告していただく必要があります。

また、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

固定資産税の課税対象となる償却資産の4要件

- ① 土地および家屋以外の固定資産で、事業の用に供することができる資産であること。
- ② 無形減価償却資産（営業権、商標権等）でないこと。
- ③ 所得税法または法人税法の規定による減価償却の対象となる資産であること。
- ④ 軽自動車税や自動車税の課税対象以外の車両であること。

3. **償却資産の種類と具体例(一部)**

資産の種類		具体例
1	構 築 物	舗装路面、橋、擁壁、ネットフェンス、門、排水溝、広告塔、看板、緑化施設、庭園、ビニルハウス等
	建 物 建物附属設備	プレハブ等の建物で、基礎のないもの等簡易なもの、変電設備、工場等の動力配線、賃借人が借家に付加した建築設備、内装等
2	機 械 及 び 装 置	金属加工機械、印刷機械、運搬機械（コンベア、クレーンなど）土木建設機械（ブルドーザー、ユンボなど）その他物品の製造・加工に使用する機械、大型特殊自動車（車輛の分類番号が0、00～09及び000～099のもの）等

3	船 舶	ボート、船舶、貨物船、漁船、砂利運搬船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 輛 及 び 運 搬 具	トラック、台車、貨車、構内運搬車、フォークリフト等（自動車税、軽自動車税の対象となっているものは除きます。）
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	事務机、椅子、家具、陳列ケース、金庫、応接セット、レジスター、冷蔵庫、電気機器、検査機器、自動販売機、医療機器、パソコン、ファクシミリ、テレビ、什器、各種工具、その他営業用備品等

※ また、簿外資産（償却済資産等）・遊休資産・未稼働資産についても、事業の用に供することができる状態であれば課税の対象となります。

※ テナント等で、建物を借りてご自分で内装・配電等の施工をされた場合は、内装・設備も該当資産となります。

#### 4. 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる土地及び家屋以外の有形固定資産で、原則として、耐用年数が1年以上かつ1個または1組の取得価格（附帯費用も含む。）が10万円以上の事業用資産です。

ただし、10万円未満の資産でも、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は申告の対象になります。

※次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が適用された資産
- ② 特定情報通信機器（パソコン等）の即時償却が適用された資産
- ③ 決算期以降に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ④ 償却済資産（減価償却を終わり、残存価格のみとなっている資産）
- ⑤ 建設仮勘定で経理されている資産で、令和6年1月1日現在完成している資産
- ⑥ 遊休資産、未稼働資産（いつでも稼働できる状態の資産）
- ⑦ 簿外資産（帳簿には記載されていないが、所有している資産）
- ⑧ 追加的支出のうち「改良費（資本的支出）」に該当するもの
- ⑨ 福利厚生施設・社員研修施設
- ⑩ 大型特殊自動車（登録の有無にかかわらず）

#### 5. 申告の対象とならない資産

次のような資産については、課税対象とはなりませんので申告の必要はありません。

- 耐用年数が1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金の額に算入しているもの又は必要経費としているもの）
- 取得価額が20万円未満の償却資産を法人税法上又は所得税法上、3年間で一括して償却をしているもの
- 生物（観賞用、興行用生物は除く）
- 無形減価償却資産
- 商品、貯蔵品、修理用資材
- 自動車税または軽自動車税の課税対象となる資産



## 6. 大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分

車両の大きさと最高速度によって次のように分類されます。

	小型特殊自動車		大型特殊自動車
	特殊自動車	農耕車	
A. 車両の長さ	4.7m以下	制限なし	4.7m超え
B. 車両の幅	1.7m以下	制限なし	1.7m超え
C. 車両の高さ	2.8m以下	制限なし	2.8m超え
D. 最高速度	15 km/h 以下	35 km/h 未満	特殊車両 15 km/h 以上 農耕車両 35 km/h 以上
E. 税種別	軽自動車税種別割	軽自動車税種別割	固定資産税（償却資産）
登録申請窓口	鏡野町住民税務課	鏡野町住民税務課	陸運支局

※排気量の制限はありません。 ※最高速度・・・制限速度ではありません。

※運転免許証の区分とは異なります。

## 7. 再生可能エネルギー（太陽光発電設備等）の設置者の方

個人の方であっても、太陽光発電設備を所有している方は課税対象になる場合があります。  
メガソーラーも対象です。

◎課税の対象となる太陽光発電設備

設置者	課税対象
法人	事業の用に供している資産に該当するため、発電出力や売電の有無に関係なく課税対象となります。
個人事業主	事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、発電出力や売電の有無に関係なく課税対象となります。
個人	<u>10kw以上の太陽光発電設備を設置している場合は、事業用資産となるため、課税対象となります。</u>

◎家屋に設置された太陽光発電設備等に係る部分別評価区分

設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台（レール）	接続ユニット	インバーター	表示ユニット	電力量計等
太陽光パネルを家屋の屋根材として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
太陽光パネルをカーポートや庭など、家屋以外の場所に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

- ・家屋…固定資産税（家屋）に該当し、家屋の評価に含まれているため申告は不要。
- ・償却…固定資産税（償却資産）に該当し、申告が必要。

## 8. 建物附属設備の家屋と償却資産の区分について

建物附属設備は、固定資産税の取り扱い上、次により家屋と償却資産に区分されます。

(一例)

### (1) 償却資産に該当

単に移動を防止する程度に取り付けられたもの、または独立した機器としての正確性の強いもの。

例：基礎で固められていないプレハブ物置、屋外の照明、監視カメラ等

### (2) 家屋に該当

家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備。

例：家屋と一体となっている電気設備、空調設備等。

## 9. 参考資料

### ○課税標準の特例

固定資産税の課税標準の特例が適用される資産は、地方税法第349条の3や、地方税法附則等に規定される一定要件を備えた償却資産です。特例の対象となる償却資産分は、固定資産税が軽減されます。

※課税標準の特例適用資産（一例）（R6. 1. 1現在）

根拠法令	旧地方税法附則 第64条	地方税法附則 第15条45項	
対象資産	中小企業者等が中小企業等経営強化法第53条第2項に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した償却資産。		
取得時期	令和3年4月1日～令和5年3月31日	令和5年4月1日～令和7年3月31日	
適用期間	3年間	3～5年間	
特例率	0（※わがまち特例）	賃上げ表明あり： 1/3	賃上げ表明なし： 1/2
添付書類	・計画の申請書および、認定書の写し ・工業会等による設備の仕様証明書の写し		

### ○免 税 点

償却資産の課税標準額（全資産の合計額）が、150万円未満の場合は課税されません。

### ○税 率

税率は1.4 / 100です。

### ○税額の決定

今回申告いただいた内容を基に、評価を行います。評価額は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基に計算します。償却資産の評価に基づいて価格等を決定し、税額を算出します。

税額＝課税標準額（決定した価格：評価額）×1.4%

### ○過年度課税

申告漏れ等の場合の課税については、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及して課税いたします。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最長で5年を限度としています。

### ○固定資産税納税通知書（毎年4月中旬ごろ発送）

償却資産以外に、土地や家屋を所有している場合は、固定資産税納税通知書を一つにまとめて、4月中旬にお送りいたします。納期は1期（4月末）～4期（2月末）の4回です。

※土地や家屋、償却資産がすべて免税点未満の場合は、納税通知書が発行されません。

## IV. 提出先及びお問い合わせ先

### ○提出先

鏡野町役場 住民税務課 税務係

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田 660

奥津振興センター

〒708-0421 岡山県苫田郡鏡野町井坂 495

上齋原振興センター

〒708-0601 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 514-1

富振興センター

〒708-0701 岡山県苫田郡鏡野町富西谷 125-1

### ○お問い合わせ先

鏡野町役場 住民税務課 税務係

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田 660

TEL (0868) 54-2985